

令和 8 年度 第 4 回牧区地域協議会

日時：令和 8 年 7 月 1 5 日（水）

午後 6 時 3 0 分～

会場：牧区総合事務所 3 0 1 会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項

- (1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（公開）

・・・資料 1－1、資料 1－2

4 自主的な審議

- (1) あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について（公開）

5 その他（連絡事項）

- (1) 令和 8 年度 4 区地域協議会委員合同研修会資料の配付について

- (2) 二地域居住推進セミナー資料の配付について

- (3) 男女共同参画推進センター等からのお知らせ

- (4) 次回会議の開催予定日について

- (5) 会議録の取扱いについて

6 閉 会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	牧区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	6
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	5
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	1
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	0
上記のいずれかの取組を実施	220/223	6/6

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、 年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設	全体 施設数	牧区
A 基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	1
市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B 政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	-
正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C 理論値＜現行使用料であるが改定（100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	-
ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D 政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	-
上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	2
リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F 理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	-
日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G 見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	-
やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計	162	3
H 100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【牧区】

資料 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	牧コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	牧地区公民館	○		社会教育課
4	牧歴史民俗資料館	○		文化行政課 歴史博物館
5	牧体育館	○	○	スポーツ推進課
6	牧プール	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「牧コミュニティプラザ」開館時間の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯にあわせて見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日は午前 9 時から午後 5 時まで)	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

「牧地区公民館」開館時間の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を、牧地区公民館を設置している牧コミュニティプラザの見直し内容に合わせて変更します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで (日曜日は午前 <u>9</u> 時から午後 <u>5</u> 時まで)	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

「牧歴史民俗資料館」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日について、利用実態や運用実態を踏まえた休館日とするほか、開館日の平日は事前予約があった場合のみ開館します。

※開館日（参考）

【条例】4月1日～11月30日の月曜日・月末以外

【現行】4月1日～11月30日の土日、月曜日～金曜日の予約があった日

【見直し案】4月1日～11月30日の土日、火曜日～金曜日の予約があった日
(月末を除く)

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後4時まで (開館日の平日で予約があった日は、予約者の希望する時間)	【条例】 午前9時から午後4時まで 【実際の設定】 午前9時から午後4時まで (開館日の平日で予約があった日は、予約者の希望する時間)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日、月の末日、12月1日から翌年3月31日、 <u>平日において予約がない日</u>	【条例】 月曜日、月の末日、12月1日から翌年3月31日 【実際の設定】 12月1日から翌年3月31日、12月1日から翌年3月31日を除く平日において、予約がない日

「牧体育館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 一体管理をしている牧地区公民館の見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日は午前 9 時から午後 5 時まで)	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日を設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合はその翌日）、年末年始	第 1 月曜日、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 体育室の占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模

（バスケットボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ 体育室の共用利用、放送設備、ステージ、トレーニングルームは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

→ トレーニングルームの冷暖房設備は、1 時間あたりの運用コストが現行料金に比べて過大であるため、激変緩和措置の上限である現行使用料を 1.5 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
体育室	占用利用		1 時間につき	<u>1,600 円</u>	1,000 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	210 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	330 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,320 円
			回数券 (11 回分)	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	170 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	680 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
	放送設備		1 時間につき	<u>200 円</u>	110 円
ステージ	占用利用		1 時間につき	<u>300 円</u>	240 円
トレーニングルーム	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>	480 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	240 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	960 円
			回数券 (11 回分)	<u>3,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	120 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	480 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
	冷暖房設備		1 時間につき	<u>200 円</u>	130 円
	放送設備		1 時間につき	<u>200 円</u>	110 円

※営利又は営業上の目的で利用する場合は、使用料の 200 パーセントの額を 300 パーセントの額に改定

「牧プール」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現行の運用実態に合わせて利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 4 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日（一体管理をしている牧体育館と同様）を設定

→ 施設の休館期間に変更なし

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合はその翌日）、9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ プールは、市内のプール同規模（温水機能のない 25m プール）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

なお、他施設に合わせて、新たに占用利用、回数券、20 人以上の団体共用利用等を設定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
占有利用			1 時間につき	<u>5,600 円</u>	なし
コース占有加算額			1 コース 1 時間につき	<u>400 円</u>	なし
共用利用	一般	個人	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	220 円
			回数券（11 回分）	<u>3,000 円</u>	なし
		団体	1 人 1 回につき ※20 人以上	<u>200 円</u>	なし
	中学生以下	個人	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	150 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
		団体	1 人 1 回につき ※20 人以上	<u>200 円</u>	なし

※営利又は営業上の目的で利用する場合は、使用料の 200 パーセントの額を 300 パーセントの額に改定